

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	浅 川 町

浅川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農政商工課
所 在 地 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15
電 話 番 号 0247-36-1183
F A X 番 号 0247-36-2895
メールアドレス nouseisyoukou@town.asakawa.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ カラス、カワウ、カルガモ、アオサギ、コサギ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	浅川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	422 千円 40a
	ばれいしょ	288 千円 18a
	青刈リトウモロコシ	560 千円 85a
	とろいも	119 千円 5a
	計	1,389 千円 148a
ハクビシン	いちご	905 千円 5a
カラス	トマト	880 千円 5a
カルガモ	水稲	106 千円 10a
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
アライグマ	—	—
カワウ	—	—
アオサギ	—	—
コサギ	—	—
農産物被害合計		3,280 千円 168a
水産物被害合計		— 千円 — kg
合 計		3,280 千円 168a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ア	イノシシの被害 イノシシの被害は町内一円で発生し、ばれいしょ（5月～7月）、水稲（7月～9月）などの食害が発生している。また、水田の畦畔の掘り起こしや家畜飼料の食い荒らしなどの農作物以外の被害も年々増加傾向にある。
イ	ハクビシンの被害 ハクビシンによる被害は町内一円で発生し、果樹の食害等の被害が発生している。また、近年、固体数が増加する傾向にあり、被害が年々拡大している。
ウ	カラスの被害 カラスによる被害は町内一円で発生し、野菜等の食害が発生しており、被害が年々拡大する傾向にある。
エ	タヌキ、アライグマ、アナグマの被害 タヌキ、アライグマ、アナグマによる被害は確認できていないが、畑での目撃情報や、作物を食害された痕跡や苗等が掘り起こされた痕跡から、被害が発生していると思われ、今後も被害の増加が見込まれる。
オ	カルガモの被害 カルガモの被害は町内一円で発生し、水稲の食害が発生している。
カ	カワウ、アオサギ、コサギの被害 カワウ、アオサギ、コサギによる被害については、被害の状況は確認できていないが、町内を流れる社川及びその支流において放流したコイ、ウグイ、ヤマメの捕食による被害が懸念される。 近年、飛来数が増加していることから、地域のため池等でも被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
農作物被害額	1,389 千円	970 千円
農作物被害面積	148a	100a

ハクビシン

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
農作物被害額	905 千円	630 千円
農作物被害面積	5a	3a

カラス

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
農作物被害額	880 千円	610 千円
農作物被害面積	5a	3a

カルガモ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
農作物被害額	106 千円	70 千円
農作物被害面積	10a	7a

タヌキ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

アナグマ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

アライグマ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

カワウ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
水産物被害額	—	—
水産物被害面積	—	—

アオサギ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
水産物被害額	—	—
水産物被害面積	—	—

コサギ

指 標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
水産物被害額	—	—
水産物被害面積	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅川町鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲を実施している。 ・ 捕獲手段は、銃器、箱わな、くくりわなを使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化等により、狩猟者が減少し、捕獲の担い手育成が急務となっている。 ・ 被害の増加に伴い、捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家個人による電気柵やネット等の設置による取組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の資材補助等の検討が必要である。 ・ 後継者不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題である。
---------------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物及び水産物の被害は年々増加しており、特にイノシシ、ハクビシンによる被害が増加している。その対策として、以下のことに取り組む。また、イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。

- ア 箱わなやくくりわなの捕獲機材を導入するとともに、捕獲技術の向上を目的とした研修会等を実施し、効率的な捕獲方法の確立を目指す。
- イ 浅川町鳥獣被害対策実施隊は高齢化や狩猟免許取得者の減少により、隊員の確保が難しい状況にあるため、狩猟免許取得に関する支援等を行い有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。
- ウ 鳥獣被害防止関係者が連携し、対象鳥獣ごとに被害の実態調査及び解析を実施するとともに、総合的な被害防止対策を講ずる。また、浅川町鳥獣被害対策実施隊と地域住民との連携により被害地区のパトロールや追払いを実施する。さらに、被害が大きい地区を中心に電気柵等の設置を推進する。
- エ 地域住民が自ら農作物を守る意識を持つとともに、住民が主体となって被害防止対策が講じられるよう啓発を図るなど地域ぐるみで鳥獣被害対策を推進する。
- オ 被害・目撃情報が多い地域を中心に注意喚起の立て看板を設置する。また住民には回覧や広報で注意を促す。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部浅川分会からの推薦を受けた者を浅川町長が実施隊員として委嘱し、浅川町鳥獣被害対策実施隊を編成している。
捕獲については、浅川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ カラス カワウ カルガモ アオサギ コサギ	ア 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 イ 箱わな、くくりわな及び無線機等の捕獲機材を導入する。 ウ 追払い活動を行い、被害を事前に防止する。
31	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ カラス カワウ カルガモ アオサギ コサギ	ア 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 イ 箱わな、くくりわなによる捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。 ウ 注意喚起の立て看板を設置する。 エ 追払い活動を行い、被害を事前に防止する。

32	イノシシ	ア 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、免許取得に向けた研修会を開催する。また、免許取得に対する助成を行う。 イ 箱わな、くくりわなによる効率的な捕獲技術の実証を行う。 ウ 捕獲技術の実証後、研修会を開催する。 エ 追払い活動を行い、被害を事前に防止する。
	ハクビシン	
	タヌキ	
	アライグマ	
	アナグマ	
	カラス	
	カワウ	
	カルガモ	
	アオサギ	
	コサギ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 8頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 8頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 8頭
ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 40頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 40頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 40頭
タヌキ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭
アナグマ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭

アライグマ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽
カワウ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 3羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 3羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 3羽
カルガモ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20羽
アオサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽
コサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
ア	捕獲手段 ア) イノシシ…箱わな、くくりわな及び銃器による。 イ) ハクビシン…箱わな及び銃器による。 ウ) タヌキ、アナグマ、アライグマ…箱わなによる。 エ) カラス、カワウ、カルガモ、アオサギ、コサギ…銃器による。
イ	捕獲時期 農作物被害が多発する4～11月にかけて重点的に実施する。
ウ	捕獲場所 被害が大きい地区について重点的に行う。 なお、上記時期及び場所は、浅川町鳥獣被害対策実施隊と情報交換し協議する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
近年増加傾向にあるイノシシの有害捕獲のため、巻狩により実施するため必要である。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	電気柵の設置 1,000m	電気柵の設置 1,200m	電気柵の設置 1,400m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○電気柵の設置に関する先進地の事例収集等を行い、住民への情報提供及び電気柵の設置助成を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区におけるパトロールの体制について、地区ごとに研修会及び検討会を開催する。

	カラス カルガモ アオサギ コサギ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○追払い活動を実施する。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。
	カワウ	阿武隈川漁業協同組合石川支部で実施 ○花火等による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
3 1	イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○電気柵の設置及び適正管理に関する研修会を開催するとともに電気柵の導入を推進する。 ○緩衝帯の設置及び効果について検討する。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区におけるパトロールの体制を整備する。
	カラス カルガモ アオサギ コサギ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○追払い活動を実施する。 ○防鳥ネット等の対策技術の実証を行う。
	カワウ	阿武隈川漁業協同組合石川支部で実施 ○テグス張りによる被害防止効果について検討、実証を行う。 ○花火等による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○電気柵の設置を推進するとともに適正管理研修会を開催する。 ○緩衝帯の設置及び刈り払い等を実施する。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
3 2	カラス カルガモ アオサギ コサギ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○追払い活動を実施する。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	カワウ	阿武隈川漁業協同組合石川支部で実施 ○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火等による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

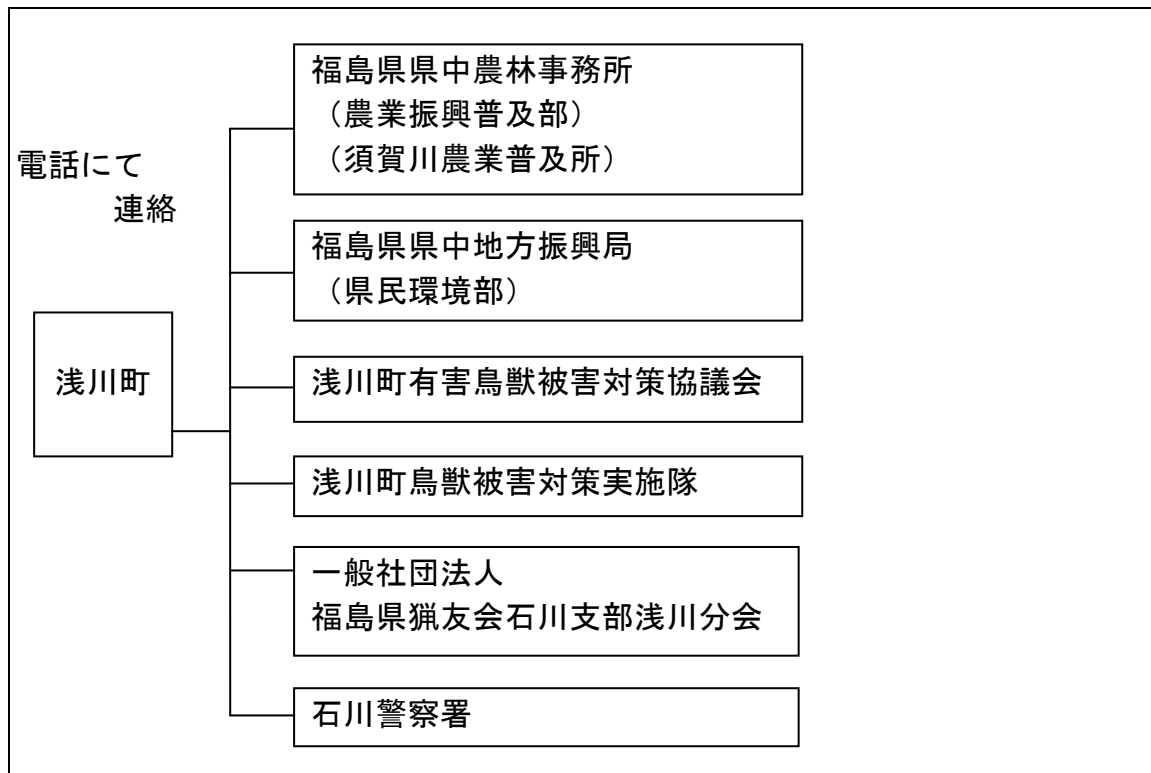
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
浅川町	関係機関との連絡調整及び住民への情報提供を行う。
浅川町有害鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣による被害状況調査を実施し、被害防止対策の検討や、住民への情報提供を行う。
浅川町鳥獣被害対策実施隊	関連機関と連携し、警戒、追払い又は補殺を行う。
福島県猟友会石川支部浅川分会	関連機関と連携し、警戒、追払い又は補殺を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部) (須賀川農業普及所)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
石川警察署	避難誘導及び交通規制を行い、住民の安全確保を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシは国からの出荷制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難である。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	浅川町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
浅川町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
浅川町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報収集及び有害鳥獣捕獲、追払い活動、被害防止対策を行う。
一般社団法人 福島県猟友会石川支部浅川分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を行う。
浅川町農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
ふくしま中央森林組合 石川岩瀬事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川警察署	狩猟等に関する助言及び指導並びに情報提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部) (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
阿武隈川漁業協同組合 石川支部	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する業務を行う。
浅川町行政区長会	被害地域の住民代表として情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年7月に浅川町鳥獣被害対策実施隊を設置。
実施隊員9名を委嘱(うち隊長1名、副隊長1名)。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。